

第4弾プレミアム付

はまだ応援チケット

取扱店募集！
登録・換金手数料無料！

発行総額 6億 1,200 万円(10 万2千冊)

使用期間 令和6年 6 月 14日(金)～令和6年 9 月 30 日(月)

物価上昇に伴う市民の皆様への経済支援および地域企業を応援するために、第3弾まで発行した「プレミアム付はまだ応援チケット」を、この度第4弾として発行し、引き続き市内の事業者における更なる消費喚起を図ります。

当所が発行する「浜田市共通商品券」の加盟店様につきましても、本チケットの取扱店登録を行っていただく必要があります。

【チケット全般についてのお問い合わせ】

はまだ応援チケット実行委員会事務局

浜田商工会議所

TEL 0855-22-3025(代表) ※平日のみ

FAX 0855-22-5400

プレミアム付「はまだ応援チケット」取扱店募集要項

1 概要

(1)発行総額 6億1,200万円(10万2千冊)

※チケットは表紙に通しナンバーと各チケットに偽造防止策を施します。

(2)チケットの構成

①1冊(500円券×12枚)6,000円分を5,000円で販売します。

【内訳】

(ア)「共通券」6枚 浜田市内に店舗、事業所を有するすべての事業者が取扱い可能

(イ)「地元応援券」6枚 浜田市内に店舗、事業所を有する事業者のうち、本社(本店)が浜田市内に
ある事業者が取扱い可能

例:A 浜田市内に店舗があり、本社は浜田**市外**にある→(ア)「共通券」のみを受け取ることが可能

B 浜田市内に店舗があり、本社も浜田**市内**にある→(ア)「共通券」と(イ)「地元応援券」の両方
を受け取ることが可能



(3) 利用期間

令和6年6月14日(金)～令和6年9月30日(月)

※利用期間後のチケットの使用はできません。

(4) つり銭

つり銭はありません。

(5) チケットの取扱い

① 次のものはチケットの使用対象になりません。

(ア) 税金、保険料及び電気・水道・ガス・電話料金の支払い、浜田市指定ごみ袋の購入

(イ) 医療保険、介護保険等の一部負担金(処方される医薬品に係るものを含む。)の支払い

(ウ) 不動産、有価証券及び金融商品の購入

(エ) 金券、旅行券、乗車券、はがき、切手、印紙、プリペイドカード、貴金属その他の換金性の高い物の購入

(オ) たばこ事業法(昭和59年法律第68号)第2条第1項第3号に規定する製造たばこの購入

(カ) 事業活動に伴って使用する原材料、機器類、仕入れ商品等の購入

(キ) 特定の宗教又は政治団体に関わる取引

(ク) 換金及び金融機関への預け入れ

(ケ) 公序良俗に反する取引その他本チケットの発行趣旨にそぐわない取引

② チケットの額面以下の使用の場合、お釣りは支払いません。

③ 不足分は現金で受け取ってください。

④ 使用期間を過ぎたチケットは受け取らないでください。

⑤ チケットの盗難・紛失、滅失または偽造、模造に対して、発行者は責を負いません。

※チケットの盗難・紛失については、損害賠償が発生する場合があります。

※上記の禁止行為、使用対象にならないものによるチケットの使用が発覚したときは、損害賠償、登録の取消、換金の拒否等の処分を行う場合があります。

(6) チケットの販売について

対象: 浜田市内在住の全世帯 購入制限: 各販売期間中 1 世帯につき 4 冊

販売期間(1次): 令和6年6月14日(金)～令和6年6月23日(日) 売り切れることはありません。

追加販売: 各販売期間終了後に売れ残りがある場合のみ実施します。売り切れ次第販売終了

| | 期間 |
|--------------------|---------------------------|
| 2次 ※1次で売れ残りがある場合実施 | 令和6年6月28日(金)～令和6年7月2日(火) |
| 3次 ※2次で売れ残りがある場合実施 | 令和6年7月5日(金)～令和6年7月9日(火) |
| 4次 ※3次で売れ残りがある場合実施 | 令和6年7月12日(金)～令和6年7月16日(火) |

販売場所:

市内郵便局 24 局(簡易局を除く)、浜田ニューキャッスルホテル、道の駅ゆうひパーク浜田、浜田市観光協会特産品販売所、リフレパークきんたの里、Aコープあさひ、小松路、道の駅ゆうひパーク三隅、浜田商工会議所

2 チケット取扱店の申込資格

浜田市内に事業所等を有する事業者とする。ただし、以下の(ア)から(オ)に該当する事業者を除く。

(ア) 専ら(5)①に掲げる取引を行う事業者

(イ) 法人税法(昭和40年法律第34号)別表1に規定する公共法人

(ウ) 風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律(昭和23年法律第122号)第2条に規定する営業(同条第1項第1号から第3号を除く)を行うもの

(エ) 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律(平成3年法第77号)第2条第2号に規定するもの、又は暴力団に資金提供を行う等暴力団の維持もしくは運営に協力し関与するもの

(オ) その他、本事業の目的に照らして、不相当と実行委員長が判断するもの。

3 申込方法(①②いずれかでお申し込みください)

① web QRコードよりお申し込みください



②「プレミアム付はまだ応援チケット取扱店登録申込書」を郵送、ファックス、メール又はご持参いただきお申し込みください。

※複数の店舗がある場合は、店舗ごとの申込みが必要です。

【申込み先】

| | |
|--|--|
| 浜田商工会議所 〒697-0026 浜田市田町 1668 電話 0855-22-3025 FAX 0855-22-5400 Mail ticket@hamada-cci.or.jp | 石央商工会(金城本所) 〒697-0121 浜田市金城町下来原 1409-2 電話 0855-42-0070 FAX 0855-42-1783 Mail sekio-s@iwami.or.jp |
| 石央商工会(国府支所) 〒697-0003 浜田市国分町 2205-16 電話 0855-28-0109 FAX 0855-28-1997 | 石央商工会(旭支所) 〒697-0425 浜田市旭町今市 627-4 電話 0855-45-0056 FAX 0855-45-0339 |
| 石央商工会(弥栄支所) 〒697-1122 浜田市弥栄町木都賀イ 588 電話 0855-48-2130 FAX 0855-48-2928 | 石央商工会(三隅支所) 〒699-3212 浜田市三隅町向野田 3150 電話 0855-32-0214 FAX 0855-32-2541 |

※申込後、1週間以内に受付完了のご連絡をいたします。

連絡がない場合は、恐縮ですが、上記電話番号までお問い合わせください。

4 申込期限等

- (1) 令和6年4月19日(金)までに申込手続きを完了した事業所は、はまだ応援チケット専用ホームページなどで周知するとともに、チラシ(購入者へ配布)に掲載します。
- (2) 令和6年4月19日(金)以降は、随時申込可能としますが、チラシ(購入者へ配布)に事業所名を掲載できない場合があります。(ホームページへは掲載します。)

5 チケットの換金

令和6年6月14日(金)～令和6年10月15日(火) 換金手数料は無料です。
換金方法については、登録後にお渡しする取扱マニュアルをご確認ください。

6 必要書類のお渡し

5月下旬から順次チケット取り扱いに係る書類(登録証明書、取扱マニュアル、ステッカーなど)を郵送でお届けします。(説明会は行いません)

取扱期間中に申し込まれた場合は、書類お受け取り後、マニュアルをご確認のうえチケットのお取り扱いを開始してください。お急ぎの場合は「浜田商工会議所(浜田商工会館2階)窓口でのお手渡し」も可能ですのでご連絡ください。

7 チケット取扱店の責務

取扱店は次に掲げる事項を遵守してください。

- ① 実行委員会が配布するチケット取扱店ステッカーを消費者にわかりやすく、見やすい場所に掲示してください。
- ② チケットが偽造されたものと判断できるなど、不正使用が明らかな場合は、チケットの受け取りを拒否するとともに、その事実を速やかに事務局へ連絡してください。
- ③ チケットの交換、譲渡はできません。
- ④ チケットを、事業者間取引に伴う代金(商品仕入れ代金・諸経費)の支払いに使用することはできません。

【応援チケットデザイン】

共通券



地元応援券

